

事 務 連 絡
平成 28 年（2016 年）3 月 24 日

各指定生活介護事業所管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係

生活介護事業所における医師の配置について

生活介護事業所における医師の配置については、基準省令において、「利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置することとする。」とされており、その解釈通知において、「必要な数を配置とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。」とされているところです。

このたび、この「必要な数」について、厚生労働省に確認したところ、「配置という以上は、毎月最低月 1 回の勤務予定は通常求められる」との見解が示されたところでありますので、本県といたしましても、今後、月 1 回以上勤務していただくよう求めてまいります。

なお、医師配置に関しては、報酬上、医師未配置減算がありますが、勤務の条件等、明確な基準が示されていない現時点においては、嘱託医が確保されている場合は当該減算を適用しない取扱いとします。

あわせて、配置医師については、協力医療機関とは別に嘱託契約を締結していただくとともに、4 月 15 日までに御提出をお願いしている実績報告書の添付書類「従業者の勤務体制及び形態一覧表」に契約している嘱託医の氏名を御記入くださいますよう、併せてお願いします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係 田中
TEL : 077-528-3544